

○国土交通省告示第百二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年二月二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道2号改築工事（西条バイパス・広島県東広島市西条町上三永字簾地内から同市西条町下三永字西本頭地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 広島県東広島市西条町上三永字簾並びに西条町下三永字森重、字本頭及び字西本頭地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県東広島市西条町上三永字簾地内から同市西条町下三永字国丸地内までの延長2.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道2号改築工事（西条バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道2号は、大阪市を起点として、兵庫県、岡山県、広島県及び山口県の瀬戸内海沿岸の主要都市を經由して、福岡県北九州市に至る延長689.0kmの中国地方の瀬戸内海沿岸における主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道2号（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多いにもかかわらず、そのほとんどが歩車道の区別のない狭小な2車線道路であり、交通容量の不足から朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的な交通混雑が発生し、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、広島県東広島市西条町下三永地内で26,404台/日、混雑度1.64となっている。

本件事業の完成により、現道は4車線に拡幅され、交通容量も確保されることから、現道における交通混雑の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年6月に任意で同法等に準じて、環境影響評価を実施したところ、騒音について環境基準を超える値がみられたが、二層式低騒音舗装の施工及び遮音壁の設置を行うことにより環境基準を満足するものと評価されている。起業者は、上記評価結果を受けて、二層式低騒音舗装の施工及び遮音壁の設置を行うこととしている。また、その他の生活環境に係る項目は、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、2車線の現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和62年1月12日に決定され、平成8年8月8日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡

量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、東広島市の市長及び市議会議長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県東広島市役所